

別添

〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助〕 取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助〕 交付要綱（昭和52年11月30日文部大臣裁定）により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が国から私立大学等経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金の交付を受け、これを財源として私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」という。）を設置する学校法人に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）について補助の対象となる経常的経費の範囲及びその額の算定方法を定めるとともに、補助金に係る申請、配分、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とするものである。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、私立大学等を設置する学校法人とする。

(補助金の減額等)

[減額又は不交付の事由及び措置]

第3条 事業団は、学校法人等（私立大学等を設置する学校法人、私立大学等及び私立大学等に所属する学部等（大学の学部、短期大学及び高等専門学校の学科、分校、大学院の研究科並びに附属研究所、附属病院、同分院その他の附属機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、その状況に応じ、当該学校法人等に係る補助金の一般補助の10%、25%、50%又は75%に相当する額を減額して交付するものとする。ただし、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金の全額を交付しないものとする。

- (1) 私立大学等経常費補助金、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金又は私立大学等研究設備等整備費補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して当該補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反し又は偽りその他不正の手段により当該補助金の交付を受けたもの
- (2) 学校法人の財産を不正に使用したもの
- (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第107条の財産目録等（財産目録、役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿並びに第100条第1項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類をいう。以下同じ。）、同法第103条第2項の計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）又は監査報告（同法第56条の監査報告及び同法第86条第2項の会計監査報告をいう。以下同じ。）に記載すべき事項を記載しなかったもの又は虚偽の記載をしたもの
- (4) 私立学校法第27条に定める寄附行為、同法第106条に定める計算書類等及び監査報告又は同法第107条に定める財産目録等の備付け及び閲覧義務若しくは同法第151条に定める情報公表義務に違反したもの
- (5) 事業団又は地方公共団体（地方公共団体から補助金又は貸付金を受けて私立学校の助成を行う法人を含む。）からの借入金に係る契約条項に違反し、その返還を請求されたもの（請求に基づき、その全部又は一部を返還した場合を含む。）
- (6) 入学に関する寄付金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるもの
- (7) 偽りその他不正の手段により設置認可を受けたもの
- (8) 学校経営に係る刑事事件により役員又は教職員が逮捕及び起訴されたもの
- (9) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、教育

研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの

- (10) 理事会又は評議員会が長期間にわたり開催されず、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- (11) 教職員の争議行為等又は学生による施設の占拠若しくは封鎖、授業放棄その他の正常でない行為により、教育研究その他の学校運営が著しく阻害され、又はその機能の全部若しくは一部を休止しているもの
- (12) 前各号に掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第1号又は第5号に該当する場合で必要があると認められるもの

[減額又は不交付の措置の例外]

- 2 事業団は、前項各号の一に規定する事由の状況に応じ、前項に規定する減額又は不交付の措置を講じる必要がないと認めるときは、一般補助の10%未満に相当する額を減額して交付又は減額若しくは不交付の措置を講じないことができるものとする。
- 3 事業団は、国又は事業団が交付する補助金等の返還を命じられた学校法人等について、一般補助の10%に相当する額を限度として、当該返還を命じられた金額（加算金を除く。）に相当する額を一般補助から減額して交付することができるものとする。

[特別補助の減額又は不交付の措置]

- 4 事業団は、第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により、一般補助の減額の措置を受けた学校法人等について、当該減額の措置を受けることとなった事由の状況に応じ、特別補助を減額して交付又はその全額を交付しないことができるものとする。

[減額又は不交付の措置をとった年度の翌年度以降の取扱い]

- 5 第1項から第3項までの規定により、補助金を減額して交付又はその全額を交付しないこととされた学校法人等の翌年度以降の補助金の取扱いについては、当該学校法人等が改善努力を十分に行っていると認められるときは、原則として、(1)～(4)に定めるところによるものとする。

なお、当該年度において改善努力が十分に行われておらず、不適正な事由があると認められるときは、次の(5)及び(6)に定めるところによるものとする。

- (1) 一般補助の10%未満（第3項による減額を含む）、10%又は25%に相当する額を減額して交付することとされた学校法人等については、改善努力を十分に行っていると認められた年度（以下「改善年度」という。）は補助金の全額を交付するものとする。
- (2) 一般補助の50%に相当する額を減額して交付することとされた学校法人等については、改善年度は一般補助の25%に相当する額を減額した金額、改善年度の翌年度は補助金の全額を交付するものとする。
- (3) 一般補助の75%に相当する額を減額して交付することとされた学校法人等については、改善年度は一般補助の50%に相当する額を減額した金額、改善年度の翌年度は一般補助の25%に相当する額を減額した金額、改善年度の翌々年度は補助金の全額を交付するものとする。
- (4) 補助金の全額を交付しないこととされた学校法人等については、その翌年度は補助金の全額を交付しないものとし、さらにその翌年度以降の改善年度は一般補助の75%に相当する額を減額した金額、改善年度の翌年度は一般補助の50%に相当する額を減額した金額、改善年度の翌々年度は一般補助の25%に相当する額を減額した金額、改善年度の3年後の年度は補助金の全額を交付するものとする。
- (5) 改善に相当の期間を要すると認められるとき（次の(6)の不適正な事由を除く。）は、前年度の一般補助の減額に係る率を継続して当該年度も適用することができるものとする。
- (6) 当初減額の措置を受けることとなった事由が再発したとき又は改善状況に係る報告に虚偽があると認められるときは、前年度の一般補助の減額に係る率を引上げて適用し、

又は補助金の全額を交付しないことができるものとする。

[補助金の申請の辞退又は取下げがあった場合の取扱い]

6 学校法人等が第1項各号の一に該当するおそれがあることにより、当該行為が明らかになる以前において、補助金の全部又は一部の交付に係る申請の辞退又は取下げをし、事業団が当該辞退又は取下げを受理したときは、当該辞退又は取下げをした年度を本条第1項から第4項までによる措置を講じた年度とみなして本条第5項を適用することができるものとする。

[第1項各号に該当するおそれがある学校法人が事実を明らかにしない場合の措置]

7 文部科学省又は事業団が、学校法人に対して、第1項各号の一に該当するおそれがあることにより調査を指示したにもかかわらず、当該学校法人が、正当な理由なく、相当期間が経過しても、その事実を明らかにしないときは、事業団は、その状況に応じ、当該学校法人等に係る補助金の一般補助を減額して交付又は補助金の全額を交付しないことができるものとする。

[財政状況による減額又は不交付の措置]

第3条の2 事業団は、前条によるもののほか、学校法人等が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該学校法人等に係る補助金について、それぞれ当該各号に定める金額を減額して交付又は交付しないものとする。

(1) 事業団からの借入金の償還（利息・延滞金の遅延を含む。以下この条において同じ。）又は公租・公課（私立学校教職員共済法による掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料を含む。以下この条において同じ。）の納付を当該年度の9月30日現在において6月以上1年未満の期間怠っているもの

当該滞納の期間から5月を控除して得た残期間1月につき一般補助の5%に相当する額を減額して交付

(2) 事業団からの借入金の償還又は公租・公課の納付を当該年度の9月30日現在において1年以上怠っているもの

補助金の全額を不交付

(3) 破産手続開始の決定を受けたもの

補助金の全額を不交付

(4) 負債総額が資産総額を上回ったもの

補助金の全額を不交付

(5) 銀行取引停止処分を受けたもの

補助金の全額を不交付

(6) 前各号に掲げる事由のほか、私立学校振興助成法第5条第4号に該当する場合が必要があると認められるもの

その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付

[定員の充足状況による不交付措置]

第3条の3 事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等（以下、この条、次条及び第3条の5において「学部等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。ただし、第1号及び第3号にあっては、大学院の研究科（学校教育法第103条に定める学部を置くことなく大学院を置く大学（以下「大学院大学」という。）を除く。）、夜間部、通信教育部、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第27条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、第2号にあっては、大学院の研究科（大学院大学を除く。）及び通信教育部を除いて適用するものとする。

(1) 私立大学等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第30条の2、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第27条、短期大学設置基準第16条の2又は、専門職短期大学設置基準第24条に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）及び修業年限を超えて在籍している学生（長期履修学生を除く。以下「留年者」という。）については、別記1により取扱うものとする。以下この条において同じ。）が、学部等ごとの収容定員に1.30（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20、収容定員8,000人以上の大学等は1.10、医学部（看護学科及び医療検査学科を除く。以下同じ。）、歯学部、生命歯学部及び口腔歯学部（以下「医歯学部」という。）は1.10）を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等

(2) 学部等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20倍以上、収容定員8,000人以上の大学等は1.10倍以上、医歯学部は1.10倍以上）の学部等

(3) 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等

[設置後完成年度を超えていないことによる不交付措置]

第3条の4 事業団は、設置後完成年度を超えていない私立大学等又は学部等については、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。

[学生募集停止等による不交付措置]

第3条の5 事業団は、第3条から第3条の4までに定めるもののほか、私立大学等又は学部等が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。

(1) 学生募集が停止されているもの

(2) 大学設置基準第58条、専門職大学設置基準第77条、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第45条、短期大学設置基準第51条又は、専門職短期大学設置基準第74条の規定に基づき外国に設けられたもの

(経常的経費の範囲)

第4条 私立大学等の経常的経費は、次に掲げる経費で、当該年度の資金収支計算書に計上されているものとする。

ただし、国及び地方公共団体等の他の補助金及び委託費等の対象となる事業に要する経費は除く。

(1) 専任教員等給与費

次の各号に該当する者の給与（本俸、期末手当及びその他の手当の合計額をいう。以下同じ。）に要する経費及び公益財団法人私立大学退職金財団（以下「退職金財団」という。）に納入する掛金（私立大学退職金財団退職資金交付業務方法書第9条で定める掛金のうち、次の各号に該当する者に係るものをいう。次条第1号イにおいて同じ。）として負担する経費

ア 当該私立大学等の専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手として発令されている者

イ 当該学校法人から主たる給与の支給を受けている者

ウ 当該私立大学等に所属している者

(2) 専任職員給与費

次の各号に該当する者の給与に要する経費及び退職金財団に納入する掛金（私立大学退職金財団退職資金交付業務方法書第9条で定める掛金のうち、次の各号に該当するものに係るものをいう。次条第2号イにおいて同じ。）として負担する経費

ア 当該私立大学等の専任の職員（学校法人の専任の職員を含む。）として発令されている者

イ 当該学校法人から主たる給与の支給を受けている者

ウ 当該学校法人の設置する私立大学等に所属している者（当該私立大学等に係る

職務に主として従事している者を含む。)のうち、事務、教務、厚生補導及び技術技能に従事している者

(3) 非常勤教員給与費

当該私立大学等の専任でない教授、准教授及び講師として発令されている者(同一学校法人が設置する他の学校の専任教員等又は専任職員として発令されている者は除く。以下「非常勤教員」という。)の給与に要する経費

(4) 教職員福利厚生費

ア 当該私立大学等の専任教員等及び専任職員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

イ 当該私立大学等の非常勤教員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

ウ 当該私立大学等の専任教員等及び専任職員についての雇用保険法第3条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費

エ 当該私立大学等の非常勤教員についての雇用保険法第3条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費

オ 当該私立大学等の専任教員等(第1号のア、イ及びウのうち「ア」の要件は要しない。)及び専任職員についての私立学校教職員共済法による退職等年金給付に係る掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料として負担する経費

(5) 教育研究経常費

ア 学生の教育又は専任教員等が行う研究に直接必要な機械、器具及び備品(1個又は1組の価格が500万円以上のものを除く。以下この号について同じ。)、図書、消耗品、燃料等の購入費並びに賃金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費その他の経常的経費

イ 専任教員等及び専任職員の研究のための外国旅行(外国の大学、研究所等で調査研究を行うものに限る。)に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料

ウ 学校教育法の規定による認証評価に要する認証評価機関の評価料として負担する経費及び著作権法の規定による授業目的公衆送信に要する指定管理団体への補償金として負担する経費

エ 福島県に所在する私立大学等における入学者の募集のための教育内容の充実や私立大学等の安全性等を広報するための経費

オ 上記アからエに掲げるもののほか、社会人に対する教育、非常勤教員が行う研究等に直接必要な機械、器具及び備品、図書、消耗品、燃料等の購入費並びに賃金、謝金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費その他の経常的経費

(6) 厚生補導費

ア 備品(1個又は1組の価格が500万円以上のものを除く。)、図書、消耗品等の購入費及び賃金、謝金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費等私立大学等における学生指導、課外教育又は保健管理に要する経常的経費

イ 専任教員等及び専任職員の学生指導又は課外教育のための内国旅行並びに学生指導に係る研修会の講師の当該研修会のための内国旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料

(7) 研究旅費

専任教員等の研究のための内国旅行に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料

(経常的経費の算定方法)

第5条 補助金算定の基礎となる私立大学等ごとの経常的経費は、次に定めるところにより算定することとする。

(1) 専任教員等給与費

ア 補助対象となる学部等ごとに当該年度の5月1日現在の専任教員等の数(別記2で定める専任教員等の数の算定方法により、専任教員等として事業団が認定し

た数をいう。以下同じ。)に、専任教員等1人当たりの年間標準給与費の額(大学5,731千円、短期大学4,871千円、高等専門学校4,871千円とする。)と私立大学等ごとの専任教員等1人当たりの年間平均給与費とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

イ 退職金財団に納入する掛金として負担する経費については、補助対象となる私立大学等ごとに当該年度の5月1日現在の専任教員等の数に、専任教員等1人当たりの標準経費(大学389,000円、短期大学334,000円、高等専門学校332,000円とする。)と私立大学等ごとの専任教員等1人当たりの平均支出額(掛金として学校法人が負担する額についての1人当たりの平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

#### (2) 専任職員給与費

ア 補助対象となる私立大学等ごとに当該年度の5月1日現在の専任職員の数(別記3で定める専任職員の範囲内において、専任職員として事業団が認定した数をいう。ただし、当該私立大学等の専任教員等の数を限度とする。以下同じ。)に、専任職員1人当たりの年間標準給与費の額(3,601千円とする。)と私立大学等ごとの専任職員1人当たりの年間平均給与費とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

イ 退職金財団に納入する掛金として負担する経費については、補助対象となる私立大学等ごとに当該年度の5月1日現在の専任職員の数に、専任職員1人当たりの標準経費(243,000円とする。)と私立大学等ごとの専任職員1人当たりの平均支出額(掛金として学校法人が負担する額についての1人当たりの平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

#### (3) 非常勤教員給与費

補助対象となる私立大学等ごとに非常勤教員(別記4で定めるところにより事業団が認定した者をいう。以下同じ。)の授業時間数(別記4で定めるところにより事業団が認定した授業時間数をいう。以下同じ。)に、1授業時間当たりの標準経費(大学・短期大学教員5,100円、高等専門学校教員4,500円とする。)と非常勤教員に係る1授業時間当たり平均給与費の額とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

#### (4) 教職員福利厚生費

ア 前条第4号のアに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに第1号の専任教員等の数及び第2号の専任職員の数に、専任教員等及び専任職員1人当たりの標準経費(大学教員17,000円、短期大学教員15,000円、高等専門学校教員15,000円、職員11,000円とする。)と私立大学等ごとの専任教員等及び専任職員1人当たりの平均支出額(保険料として学校法人が負担する額についての1人当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

イ 前条第4号のイに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに、第3号の非常勤教員のうち前条第4号のイに係る者の授業時間数に、第3号の1授業時間当たりの標準経費を乗じた額に3/1000を乗じて得た金額と私立大学等ごとの非常勤教員1授業時間当たりの平均支出額(保険料として学校法人が負担する額についての1授業時間当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い金額とする。

ウ 前条第4号のウに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに第1号の専任教員等の数及び第2号の専任職員の数に、専任教員等及び専任職員1人当たりの標準経費(大学教員52,000円、短期大学教員44,000円、高等専門学校教員44,000円、職員32,000円とする。)と私立大学等ごとの専任教員等及び専任職員1人当たりの平均支出額(保険料として学校法人が負担する額についての1人当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

エ 前条第4号のエに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに、第3号の非常勤教員のうち前条第4号のエに係る者の授業時間数に、第3号の1授業時間当たりの標準経費に9/1000を乗じて得た金額と私立大学等ごとの非常勤教員1授業時間当たりの平均支出額(保険料として学校法人が負担する額につい

ての1授業時間当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

オ 前条第4号のオに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに第1号の専任教員等の数及び第2号の専任職員の数に、専任教員等及び専任職員1人当たりの標準経費(大学教員519,000円、短期大学教員441,000円、高等専門学校教員441,000円、職員326,000円とする。)と私立大学等ごとの専任教員等及び専任職員1人当たりの平均支出額(掛金及び保険料として学校法人が負担する額についての1人当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

ただし、専任教員等のうち前条第1号のアの要件を満たさない者に係る前条第4号のオに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに、該当者の授業時間数に第3号の1授業時間当たりの標準経費に90.60/1000を乗じて得た金額と私立大学等ごとの該当者の1授業時間当たりの平均支出額(掛金及び保険料として学校法人が負担する額についての1授業時間当たり平均支出額とする。)とのいずれか低い額を乗じて得た金額とする。

なお、私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度に加入していない学校法人にあっては、上記の1人当たり平均支出額又は1授業時間当たりの平均支出額は厚生年金保険の保険給付に係る保険料として学校法人が負担する額についての1人当たり平均支出額又は1授業時間当たりの平均支出額とする。

#### (5) 教育研究経常費

ア 前条第5号のア、イ及びオに係る経費については、私立大学等ごとの算定金額と私立大学等ごとの実支出額のいずれか低い額とする。私立大学等ごとの算定金額は、所属する補助対象となる学部等ごとに第1号の専任教員等の数及び当該年度の5月1日現在の学則で定めた収容定員(在学している学生数が当該収容定員に満たない場合には、在学している学生数とする。ただし、編入学定員を設けている学部にあっては、当該収容定員から編入学に係る収容定員を除いた収容定員(在学している学生数から編入学により在学している学生数を除いた学生数が当該収容定員に満たない場合には、在学している学生数から編入学により在学している学生数を除いた学生数とする。)に編入学に係る収容定員(編入学により在学している学生数が当該収容定員に満たない場合には、編入学により在学している学生数とする。)を加えた数とする。次号において「学生定員数」という。)にそれぞれ別表(1)(2)に定める専任教員等1人当たりの金額及び学生1人当たりの金額を乗じて得た金額の合計額に別記5に定める金額を加算した金額を合計した額とする。

イ 前条第5号のウに係る経費については、補助対象となる私立大学等ごとに学校教育法の規定による認証評価を受けるために要する認証評価機関の評価料として支出した金額とする。

また、私立大学等が著作権法第35条に定める授業目的公衆送信を行う場合は、私立大学等ごとに授業目的公衆送信を利用する学生数に、同法第104条の13に定める文化庁長官の認可する授業目的公衆送信補償金の額を乗じた額を増額する。ただし、学生数は、同号アの学生数を限度とする。また、増額する金額については、同法第104条の11に定める指定管理団体に支払う実支出額を限度とする。

ウ 前条第5号のエに係る経費については、私立大学等における入学者の募集のための教育内容の充実や私立大学等の安全性等を広報するために支出した金額とする。

#### (6) 厚生補導費

補助対象となる私立大学等ごとに当該年度の5月1日現在の学生定員数に3,900円(通信教育を行う学部・学科の学生は1,000円)を乗じて得た金額と、私立大学等ごとの実支出額とのいずれか低い額とする。

#### (7) 研究旅費

補助対象となる学部等ごとに第1号の専任教員等の数に70,000円を乗じて得た金額と学部等ごとの実支出額とのいずれか低い額とする。

(補助金の基準額)

第6条 私立大学等を設置する学校法人に対する補助金の基準となる額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 専任教員等給与費

前条第1号により算定した金額に5/10を乗じて得た金額

(2) 専任職員給与費

前条第2号により算定した金額に5/10を乗じて得た金額

(3) 非常勤教員給与費

前条第3号により算定した金額に4/10を乗じて得た金額

(4) 教職員福利厚生費

前条第4号により算定した金額に4/10を乗じて得た金額

(5) 教育研究経常費

前条第5号(ウを除く。)により算定した金額に5/10を乗じて得た金額

(6) 厚生補導費

前条第6号により算定した金額に5/10を乗じて得た金額

(7) 研究旅費

前条第7号により算定した金額に5/10を乗じて得た金額

(補助金の基準額の増額又は減額)

第7条 事業団は、前条第1号(第5条第1号のイの金額を除く。)、第2号(第5条第2号のイの金額を除く。)、第3号、第5号(第5条第5号のイ及びウの金額を除く。)、第6号及び第7号の金額を学校法人等における次に掲げる項目の実態を勘案して増額又は減額するものとする。

(1) 教育条件に関すること

ア 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合

イ 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数

(2) 財政状況に関すること

ア 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出(車両支出等を除く。)の割合

イ 専任教員等及び専任職員の年間給与費の額の状況等(次項の規定に該当する学校法人に係るものを除く。)

2 事業団は、前項で算出した前条第1号の金額を別記2に定めるところにより事業団が認定した専任教員等ごとの年間給与費の額の状況に応じ、また前項で算出した前条第2号の金額を別記3に定めるところにより事業団が認定した専任職員ごとの年間給与費の額の状況及び当該学校法人が役員に対して支払った役員報酬等の額の状況に応じ、それぞれ別記6に定めるところにより減額するものとする。

3 事業団は、補助事業を行う学校法人(以下「補助事業者」という。)が当該年度の前年度の4月1日から3月31日までに支出した寄付金で、第15条に基づき届出のあったもの(国又は地方公共団体に対するものを除く。)の合計額が、3,000万円を超える場合は、当該寄付金の合計額から3,000万円を控除した額を、前2項で算出した前条の補助金の基準額から減額することができるものとする。

4 事業団は、「私立大学等改革総合支援事業」の支援対象校に選定された私立大学等については、前3項で算出した前条第5号(第5条第5号のイの金額を除く。)の金額を増額できるものとする。

5 事業団は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認められるときは、文部科学大臣の承認を得て、前4項で算出した前条第5号(第5条第5号のイの金額を除く。)の金額を増額できるものとする。

- 6 事業団は、前5項で定めるもののほか、学校法人等における経営管理状況、財政状況、事務処理状況等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは当該学校法人等について、文部科学大臣と協議の上、増額又は減額ができるものとする。

(補助金の額)

第8条 事業団が私立大学等を設置する学校法人に対し交付する補助金の額は前2条の規定により算出した額とする。

(補助金の取扱要領)

第9条 事業団は、第5条から第7条までの規定による経常的経費の算定方法、補助金の基準額、及び補助金の基準額の増額又は減額に関して、あらかじめ文部科学大臣の承認を得て補助金の取扱要領を定めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 事業団は、補助金の交付を受けようとする学校法人から、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を提出させるものとする。

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 補助事業の内容
- (3) 交付を受けようとする補助金の額
- (4) 補助事業に要する経費の区分ごとに配分した額及びこれに対応する補助金の額

2 前項の申請書のほか、次の各号に掲げる資料を、別に定める期日までに事業団に提出するものとする。

- (1) 私立学校振興助成法第14条第4項の規定により毎会計年度終了後三月以内に所轄庁に提出する計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌年度の収支予算書に監査報告を添付したもの
- (2) 教職員の略歴、勤務形態及び給与に関する資料
- (3) その他事業団が必要と認める資料

3 補助事業に要する経費は、補助対象となる私立大学等ごとに、専任教員等給与費、専任職員給与費、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費、研究旅費に区分して配分させるものとし、交付を受けようとする補助金の額は、補助事業に要する経費ごとに区分させることとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第11条 事業団は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、申請者が補助金交付の対象となる者であるかどうか、補助事業の内容が適正であり、かつ、これに要する経費が第4条に規定する経常的経費の範囲に該当するかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 事業団は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

3 補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 補助金の額
- (2) 補助事業に要する経費の区分ごとに配分した額及びこれに対応する補助金の額
- (3) 補助金交付の条件
- (4) 補助事業の成果の報告に関する事
- (5) 補助金の交付決定の取消しに関する事
- (6) 補助金の返還に関する事
- (7) 加算金及び延滞金に関する事
- (8) 補助金の交付の申請の取下げに関する事
- (9) その他必要な事項

4 補助金交付の条件は、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額又はこれに対応する補助金の額を

変更しようとするときは、あらかじめ事業団の承認を受けなければならないこと。

ただし、経費の区分ごとに配分された額に対応する補助金の額に変更を及ぼさない範囲内における補助事業に要する経費の変更は承認を要しないこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ事業団の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業者の設置する学部等が、第3条第1項第11号に該当する状態になった場合（その状態が長期間にわたることとならない場合を含む。）においては、速やかにこれを事業団に報告しなければならないこと。
- (4) 前条第2項の資料その他補助金の算定の基礎となる資料、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- (5) 学校法人が、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具で事業団が定めるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、事業団が定める期間を経過した場合を除き、あらかじめ事業団の承認を得てこれを行うものとする。

もし、この期間内に事業団の承認を得て当該機械又は器具を処分したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を事業団に納付させることがあること。

- (6) 事業団は、(5)の承認をするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならないこと。

もし、学校法人が(5)の機械又は器具を処分したことにより、得た収入の全部または一部について事業団に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることがあること。

- (7) 文部科学省又は事業団は、補助事業の適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業の実施状況等について、補助事業者から報告を徴し、又は調査することがあること。

- 5 事業団は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助事業者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第12条 事業団は、補助金の交付の申請をした者が、前条第5項の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、事業団の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなすこととする。

#### (事情の変更による決定の取消し等)

- 第13条 事業団は、補助金の交付の決定をした場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要性がなくなったとき、又は補助事業者が補助事業を遂行することができなくなったとき（補助事業者の責に帰すべき事情によるときは除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- 2 第11条第5項の規定は、前項の規定により取消し又は変更した場合について準用する。

#### (状況報告)

- 第14条 事業団は、必要に応じ、補助事業者から補助事業の遂行状況その他補助金の執行に関し必要な事項について報告させるものとする。

(寄付金支出の届出)

第15条 事業団は、補助事業者が寄付金（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校における教育又は研究に関する事業（外国におけるこれに相当する事業を含む。）に係るもの及び500万円未満のものを除く。）を支出しようとするときは、補助事業者からあらかじめ寄付の内容を記載した寄付金支出届出書に必要な書類を添付の上、提出させるものとする。

(実績報告)

第16条 事業団は、補助事業者が補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業者から補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に必要な書類を添付の上、提出させるものとする。

(補助金の額の確定等)

第17条 事業団は、補助事業実績報告書を受領したときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、原則として補助金額が確定した後において交付するものとする。ただし、事業団が必要と認めるときは、補助事業者の請求に基づき、所要額を必要に応じ概算をもって交付することができるものとする。

(決定の取消し)

第19条 事業団は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき又は補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき若しくは第3条（第5項を除く）から第3条の5までに掲げるものに該当すると認められるときは当該補助事業者に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第11条第5項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第20条 事業団は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第21条 事業団は、第19条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命じたときは、当該補助事業者から補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を事業団に納付させるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第1項の規定の適用については、返還をすべき額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還をすべき額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をすべき額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

4 第1項の規定により加算金を納付させる場合において、補助事業者の納付した金額が

返還をすべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をすべき補助金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

- 第22条 事業団は、補助事業者が補助金の返還の命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した延滞金を事業団に納付させるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金の年当たり割合について準用する。

(加算金又は延滞金の免除)

- 第23条 事業団は、前2条の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項の申請は、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを事業団に提出させるものとする。
- 3 事業団は、第1項の規定により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとする場合には、文部科学大臣の承認を受けるものとする。

(補助金の一時停止等)

- 第24条 事業団は、補助事業者が補助金の返還の命令を受け、当該補助金、加算金、又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第25条 事業団は、返還の命令をした補助金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、必要があるときは、国税滞納処分の例により徴収するものとする。

附則（令和7年11月4日）

- 第1条 別添取扱要領第3条第1項(3)における計算書類等及び監査報告については、令和7年度以降に開始した会計年度に係るものに適用し、令和6年度以前に開始した会計年度に係るものについては、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校法第47条第1項及び第2項に定める貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書とする。
- 第2条 別添取扱要領第3条第1項(4)における計算書類等及び監査報告については、令和7年度以降に開始した会計年度に係るものに適用し、令和6年度以前に開始した会計年度に係るものについては、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校法第47条第1項及び第2項、また、第63条の2第2項及び第3項に定める貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書とする。
- 第3条 別添取扱要領第10条第2号(1)における計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌年度の収支予算書に監査報告を添付したものについては、令和7年度以降に開始した会計年度に係るものに適用し、令和6年度以前に開始した会計年度に係るものについては、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正前の私立学校振興助成法第14条第2項の規定による貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（同条第3項の規定によりこれらの書類に添付する監査報告書を含む。）及び収支予算書とする。

## 別記 1

### 留年者及び長期履修学生数の在籍学生数の取扱いについて

次の各号の一に該当する留年者及び修業年限を超えた長期履修学生（以下「留年者等」）が在籍している場合は、下表の①から③のいずれかに基づき在籍学生数から該当する留年者等の人数を控除して算定する。

#### 1 留年者（2年以内留年者）

修業年限を超える在籍期間が2年以内の者のうち、次の（1）から（3）のすべてに該当する学部等に在籍する者。ただし、在籍期間のうち海外での留学期間が2年以上の者は修業年限を超える在籍期間が3年以内の者を2年以内留年者とする。

- (1) シラバス等において、すべての講義等ごとにその担当教員が定めた学習目標や目標達成のための授業方法及び授業計画並びに、成績評価基準が明示されていること。
- (2) G P A（グレード・ポイント・アベレージ）制度を導入していること。
- (3) 成績不振の学生への個別指導（指導教員との個別面談・補習の実施等）を大学等として主体的に実施していること。

#### 2 留年者（内定取消者）

学生の責によらない事由により企業等から就職内定の取り消しを受けた学生で、卒業延期が認められた者のうち、次の（1）及び（2）に該当する者。

- (1) 内定取消者が修業年限を超えて在籍していること。
- (2) 就職内定取消しに関する証拠書類が整備されていること。

#### 3 留年者（就職困難者）

卒業要件を満たしているが就職できなかった学生で、卒業延期が認められた者のうち、授業料等が全額徴収でない者。

#### 4 留年者（ボランティア留年者）

東日本大震災（原子力発電所の事故による災害を含む。）に係るボランティア活動に伴う休学により、修業年限を超えて在籍している者のうち、授業料等が全額徴収でない者。

区分	控除の方法
① 収容定員 ≤ (在籍学生数 - 留年者等)	留年者等のすべての数を控除する
② 収容定員 < 在籍学生数 かつ 収容定員 > (在籍学生数 - 留年者等)	収容定員に対する在籍学生数の割合が100%になるまで留年者等の数を控除する。
③ 収容定員 ≥ 在籍学生数	控除しない

## 別記 2

### 専任教員等の数の算定方法

#### 1 専任教員等の範囲

経常的経費の算定の基礎となる専任教員等は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校法人から次に定める金額以上の給与月額（本俸と諸手当の合計額）の支給を受けている者

区 分	教授・准教授	講師・助教・助手
大 学	20万円	16万円
短期大学 高等専門学校	16万円	13万円

- (2) 教授、准教授及び講師にあつては1週間当たりの割当授業時間数が6時間以上の者（集中講義と考えられる者は除く。）

ただし、1週間の割当授業時間数が6時間未満の者であっても、実習指導等の時間を加えて6時間以上となる者、当該学校法人又は当該私立大学等若しくは学部等の役職を兼務している者、特殊な学科を担当する等当該私立大学等における教育研究との関連において合理的な事由があると認められる者等及び附属研究所又は医歯学部附属病院に勤務する者を含む。

#### 2 未完成学科の専任教員等の数

設置後完成年度を超えた学部の中に未完成の学科がある場合には、原則として、当該未完成学科の専任教員等の数は、当該学部の専任教員等の数には算入しない。

#### 3 助教、助手の限度数

医歯学部（生命歯学部及び口腔歯学部を含む。）の専任教員等の数のうち、助教、助手の総数は、教授、准教授及び講師の総数に1.5を乗じて得た数を限度とする。

### 別記 3

#### 専任職員の範囲

経常的経費の算定の基礎となる専任職員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校法人から13万円以上の給与月額（本俸と諸手当の合計額）の支給を受けている者
- (2) 学校法人が、あらかじめ割り振っている勤務時間により当該私立大学等に係る職務に主として従事している者

### 別記 4

#### 非常勤教員の範囲及び授業時間数の算定方法

##### 1 非常勤教員の範囲

経常的経費の算定の基礎となる非常勤教員は、非常勤教員のうち、当該年度における1授業時間当たりの平均給与として大学にあっては1,800円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては1,600円以上の額を支給される者とする。

##### 2 非常勤教員の授業時間数の範囲

経常的経費の算定の基礎となる私立大学等ごとの非常勤教員の授業時間数は、次の各号に掲げる時間数のうちいずれか低い時間数とする。

- (1) 当該年度の5月1日現在で別記2により当該私立大学等の専任教員等として事業団が認定した教授、准教授及び講師の数に、300時間（准教授にあっては270時間）を乗じて得た時間数に100分の33.37を乗じて得た時間数
- (2) 当該私立大学等において当該年度に前項に定める非常勤教員が担当する授業の時間数

## 別記 5

### 教育研究経常費における加算金額の算定方法

下記により算定した金額を、第5条第5号アで算定した専任教員等の数及び学生定員数にそれぞれ別表（1）（2）に定める専任教員等1人当たりの金額及び学生1人当たりの金額を乗じて得た金額の合計額にそれぞれ加算するものとする。

#### 記

- 1 教育研究補助者（ポスト・ドクター、研究支援者、リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントをいう。）

別表（3）で定める教育研究補助者の数に同表の当該教育研究補助者に係る1人当たりの金額をそれぞれ乗じて得た金額

- 2 障害のある学生

別表（4）で定める障害のある学生の数に同表の障害のある学生1人当たりの金額を乗じて得た金額

- 3 障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況

別表（5）で定める障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況に同表の取組1件当たりの金額を乗じて得た金額

- 4 ICTを活用した教育研究環境の整備状況

別表（6）で定めるICTを活用した教育研究環境の整備状況に同表の取組1件当たりの金額を乗じて得た金額

別記 6

専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費  
及び専任職員給与費の金額の調整

次の1(2)及び2(2)により算出した額の合計額が500万円未満の学校法人及び当該合計額が500万円以上の学校法人であって、当該合計額を第6条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる補助金の基準となる額から第5条第1号イ及び第2号イの金額の合計額に5/10を乗じて得た金額を差し引いた額で除した率が第7条第1項第2号イに係る減額率を超えるものについては、第7条第2項に定める専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費及び専任職員給与費の金額の調整は、次により行うものとする。

1 専任教員等給与費の金額の調整

- (1) 当該私立大学等の専任教員等（役員を兼ねる者を除く。）のうち年間給与費が1,600万円を超える者。

ただし、次の全ての要件を満たす者は除く。

ア 当該教員の研究分野において研究実績若しくは高度の専門的知識を有し、当該学校法人が教育研究のため必要と認めた者

イ 当該学校法人において、特別招へい教員に係る規程等が整備されていること。（規程等がない場合には、理事長決裁の稟議書等において法人の意思が明確となっていること。）

ウ 当該学校法人の役員である者の配偶者又は三親等以内の親族でないこと。

- (2) 次により算出した額を第7条第1項で調整した第6条第1号の金額から減ずる。

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任教員} \\ \text{等（役員を兼ねる者を除} \\ \text{く。）のうち年間給与費が} \\ \text{1,600万円を超える者の年} \\ \text{間給与費の合計額} \end{array} \right) - 1,600\text{万円} \times \left( \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任教員} \\ \text{等（役員を兼ねる者を除} \\ \text{く。）のうち年間給与費が} \\ \text{1,600万円を超える者の数} \end{array} \right)$$

2 専任職員給与費の金額の調整

- (1) 当該私立大学等の専任職員（役員を兼ねる者を除く。）のうち年間給与費が1,200万円を超える者及び役員のうち役員報酬等（専任教員等又は専任職員として支給された年間給与費を含む。）が1,800万円を超える者。

- (2) 次のア及びイにより算出した額の合計額を第7条第1項で調整した第6条第2号の金額から減ずる。

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任職員} \\ \text{（役員を兼ねる者を除く。）} \\ \text{のうち年間給与費が1,200} \\ \text{万円を超える者の年間給与} \\ \text{費の合計額} \end{array} \right) - 1,200\text{万円} \times \left( \begin{array}{l} \text{当該私立大学等の専任職員} \\ \text{（役員を兼ねる者を除く。）} \\ \text{のうち年間給与費が1,200} \\ \text{万円を超える者の数} \end{array} \right)$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{役員のうち役員報酬等（専} \\ \text{任教員等又は専任職員とし} \\ \text{て支給された年間給与費を} \\ \text{含む。）が1,800万円を超} \\ \text{える者の役員報酬等の合計} \\ \text{額} \end{array} \right) - 1,800\text{万円} \times \left( \begin{array}{l} \text{役員のうち役員報酬等（専} \\ \text{任教員等又は専任職員とし} \\ \text{て支給された年間給与費を} \\ \text{含む。）が1,800万円を超} \\ \text{える者の数} \end{array} \right)$$

別表（教育研究経常費）

(1) 専任教員等1人当たりの金額

区 分			金 額		
			右記以外	理工農系学部等	医歯学部
大 学	博 士	教授、准教授	千円 1,972	千円 2,747	千円 3,031
		講師、助教、助手	1,872	2,638	2,927
	修 士	教授、准教授	1,176	1,829	—
		講師、助教、助手	1,076	1,673	—
	学 部		590	1,100	1,377
	短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校			590	1,100

(注)

- 金額の欄中「理工農系学部等」は、次の①から③のいずれかに該当する学部等(大学の学部は収容定員の50%以上の学科が理工農系である場合)教員に適用する。
  - ① 大学設置基準等による設置認可申請等の際に文部科学省に提出した基本計画書の学科の分野が、「理学関係」「工学関係」「農学関係」「獣医学関係」「薬学関係」「保健衛生学関係」に該当する学部等
  - ② 学校基本調査の学科系統分類表が、「理学」「工学」「農学」「保健(医歯学部を除く)」「商船」に該当する学部等
  - ③ ①、②以外で学科の学位の分野が、「理学関係」「工学関係」「農学関係」「獣医学関係」「薬学関係」「保健衛生学関係」及び栄養学・建築学を対象とする学部等
- 金額の欄中「医歯学部」は、生命歯学部及び口腔歯学部を含む。ただし、医学部看護学科及び医学部医療検査学科の教員を除く。

(2) 学生1人当たりの金額

区 分			金 額		
			右記以外	理工農系学部等	医歯学部及び獣医学を履修する課程
大 学 (通信教育を除く)	大学院	博士課程	千円 404	千円 460	千円 504
		修士課程	292	325	352
		専門職学位課程	292	325	—
	学 部		68(79)	74(84)	78(88)
短期大学・高等専門学校(通信教育を除く)			68(79)	74(84)	—
通 信 教 育			45	—	—

(注)

- 金額の欄中「理工農系学部等」は、別表の(1)と同じ学部等(獣医学を履修する課程を除く)の学生に適用する。
- 金額の欄中「医歯学部」は、生命歯学部及び口腔歯学部を含む。ただし、医学部看護学科及び医学部医療検査学科の学生を除く。
- 金額の欄中( )は、地方中小規模校の学生に適用する。
  - \*地方の定義
    - ①及び②以外の地域
      - ①以下のいずれかに指定された地域
        - ア 首都圏整備法に定める「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」
        - イ 近畿圏整備法に定める「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」
        - ウ 中部圏開発整備法に定める「都市整備区域」
      - ②政令指定都市
    - \*中小規模の定義  
収容定員2,000人以下の大学・短期大学・高等専門学校

### (3) 教育研究補助者1人当たりの金額

区 分		金 額
ポスト・ドクター	① (職務内容) 当該大学が行う研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事する者 ② (資格) 以下のいずれかの要件を満たし、当該大学に雇用される者(ただし、日本学術振興会特別研究員となっている者を除く。) ア. 博士の学位を取得した者 イ. 人文・社会科学の分野にあつては、当該年度の前年度の3月31日までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得し、当該年度の4月1日現在大学院に在籍しない者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者 ③ (従事期間) 当該年度の雇用期間が通算して6か月以上の者	千円  3,000
研究支援者	① (職務内容) 当該大学が行う研究プロジェクト等の研究支援のため、特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務(大型機器、特殊機器等の操作等)に従事する者 ② (資格) 当該大学の非常勤職員で任期が1年以内の者(大学院生、研究生等を除く。)	800
リサーチ・アシスタント	① (職務内容) 当該大学が行う研究プロジェクト等に必要の補助的業務を行う研究補助者として従事する者 ② (資格) 当該大学の大学院博士後期課程に在籍している学生 ③ (従事期間) 当該年度の雇用期間が通算して6か月以上の者	800
ティーチング・アシスタント	① (職務内容) 当該大学の修士課程の学生や学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者 ② (資格) 当該大学の大学院研究科(修士課程の研究科を含む)に在籍している学生(ただし、リサーチ・アシスタントとして雇用されている者を除く。) ③ (従事期間) 当該年度教育的補助業務に15時間以上従事する者	146

#### (加算の条件)

1. 雇用契約があり、賃金を職員人件費(兼務職員)で会計処理していること。
2. ポスト・ドクター、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントについては、雇用等に係る規程が整備されていること。

(4) 障害のある学生(次のaからeのいずれかに該当する学生)  
1人当たりの金額

区 分		障害の程度	金額
a.	視覚障害学生	両眼の視力がおおむね0.3未満のものまたは視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のもの。	千円
b.	聴覚障害学生	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能または著しく困難な程度のもの。	
c.	肢体不自由学生	(1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度のもの。 (2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	
d.	発達障害を有する学生	発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害)を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。	1,600 (1,000)
e.	その他教育上特別な配慮をしている学生	学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアまたはイのいずれかに該当するもの。ただし、一時的障害を除く。 ア 上記のa～cにおける障害の程度に該当しない視覚障害学生、聴覚障害学生及び肢体不自由学生 イ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の病弱者等	

注 金額の欄中( )は通信教育学部の学生に適用する。

## (5) 障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況

区 分		取組み	金額
基本方針の策定及び情報公開等 (※1)			千円
1	a	障害学生支援に関する基本方針・学内規程の整備	300
	b	教員に対する配慮事項の周知徹底	300
	c	学生に対する配慮事項の周知徹底	300
	d	障害学生への支援状況に関する情報公開	300
相談員の配置等 (次のa、b及びcの内容を実施している)			
2	a	相談員の配置	800
	b	自立に対する支援の実施	
	c	専門性向上に向けた研修の実施	
3	授業等の支援の実施		500
	入学志願者支援の実施		300 (※2)
4	授業以外の支援の実施		800
5	紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置		800
6	施設・設備に関する配慮		300
7	学内支援者の育成		400
	学内ワークスタディによる教育支援活動の実施		100 (※3)

(注)

取組状況による合計金額については、別表1(4)による障害のある学生の受け入れ人数の合計が0人の場合は2,100千円、1～2人の場合は3,200千円を上限とする。

※1 a～dの4項目すべての取組を実施している場合は、300千円を加算する。

※2 「入学志願者支援の実施」に該当するには、「授業等の支援の実施」に該当することを条件とする。

※3 「学内ワークスタディによる教育支援活動の実施」に該当するには、「学内支援者の育成」に該当することを条件とする。

## (6)ICTを活用した教育研究環境の整備状況

区 分	金額
1 学習管理システム (学習管理システムの利用により、次の内容のいずれかを実施している。)	千円
(1) 教員から学生への授業関連情報の伝達(学習課題の提示、学習教材の配信等)	200
(2) 学習履歴または学生支援状況の管理(学生と教職員の双方が参照可能)	
(3) 電子掲示板等の設置(授業に関する学生相互の情報共有を目的とする)	
2 遠隔教育 (正規の授業について、次の内容のいずれかを実施している。)	200
(1) 任意の時間での授業の受講(ビデオ・オン・デマンド・システム等)	
(2) 他大学等で行われる授業の受講または他大学等への授業の配信	
3 教育内容改善への支援 (ICTを活用した教育内容の改善のため、次の内容のいずれかを実施している。)	200
(1) 人員の配置(担当部署や委員会の設置等)	
(2) 教員を対象とした研修会等の開催	